

## 下仁田ぐるめぐりチケット事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの拡大に伴う経済の低迷に際し、プレミアム付チケットを販売することにより地域経済の活性化に資することを目的として、下仁田ぐるめぐりチケット事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ぐるめぐりチケット 前条の目的を達成するために、下仁田町によって発行される金券をいう。
- (2) 特定取引 町内飲食店での飲食及び下仁田町の特産品の購入にチケットが対価の支払の手段として使用されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 宿泊料金
  - イ 不動産及び金融商品
  - ウ たばこ
  - エ ギフト券、ビール券、プリペイドカード等換金性の高い商品
  - オ 切手、官製はがき及び印紙
  - カ 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - キ その他町長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの
- (3) 特定事業者 特定取引の対価として取得した使用済チケットの換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (ぐるめぐりチケットの販売等)

第3条 町長は、この要綱に定めるところにより、チケットを販売するものとする。

- 2 チケットの販売金額は、1枚あたり500円とし、販売期間ごとに購入可能な枚数は10枚を上限とする。
- 3 チケットの額面金額は、1枚あたり800円とする。

### (ぐるめぐりチケットの使用範囲等)

第4条 チケットは、特定事業者との間における特定取引についてのみ使用することができる。

- 2 チケットの使用期限は、購入日から3日間とする。
- 3 特定取引に使用されたチケットの額面金額に満たない特定取引については、その差額は支払わないものとする。

4 チケットは、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(特定事業者の責務)

第5条 特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定事業者であることが分かるよう、店舗等の見えやすい場所に登録証を掲示すること。
- (2) チケットの破損又は汚損しているとき若しくはチケットの偽造又は不正使用の疑いがあるときは、特定取引を行わず、町長へ直ちに報告すること。
- (3) 特定取引においてチケットの受取を拒んではいけないこと。
- (4) チケットの不正使用、再使用、交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (5) 特定事業者による、チケットの購入は行わないこと。

2 町長は、特定事業者が第5条第1項に掲げる事項に違反したときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(ぐるめぐりチケットの換金手続)

第6条 町長は、特定取引の対価としてチケットが使用されたときは、当該特定事業者に対して、その額面に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項において、特定事業者は、町長が定めた期限までに、申請書兼請求書に必要な事項を記入し、裏面に特定事業者名を記載した使用済チケットを添えて、町長に換金を申し出るものとする。

3 町長は、前項の申し出に基づき、使用済チケットの枚数確認等を行った上で申請書兼請求書の受理後30日以内に指定の預金口座へ振り込むものとする。

4 町長は、前条第1項第2号に該当する使用済チケットであると認めたときは、当該チケットの換金を行わない。

(事業の委託)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、この事業の一部又は全部を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和5年5月31日限り、その効力を失う。